

にかほ市デジタルアーカイブ構築業務 公募型プロポーザル実施要領

本実施要領は、にかほ市デジタルアーカイブ構築業務（以下「本業務」という。）の受託候補者を公募型プロポーザル方式により特定するため、必要な事項を定めるものである。

1 業務の概要

(1) 業務名

にかほ市デジタルアーカイブ構築業務

(2) 受託候補者選定方法

公募型プロポーザル方式

(3) 業務の目的・内容

別紙「にかほ市デジタルアーカイブ構築業務 仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

(4) 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで。

2 提案（見積）金額の上限額

金 68,719千円（消費税及び地方消費税を含む。）

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、以下の全ての条件を満たしている者とする。

- (1) 令和5・6年度にかほ市入札参加資格者名簿「物品・役務」の登録業者であること。
また、未登録の者は、本プロポーザルの参加表明書の提出期限までに、にかほ市入札参加資格審査の申請を行うことにより、登録申請中の者も登録業者とみなすことができる。※入札参加資格審査の申請については下記URLを参照のこと。

<https://www.city.nikaho.akita.jp/soshikikarasagasu/zaiseika/gyomuannai/12/2/4708.html>

- (2) 国又は地方公共団体等（国及び地方公共団体に関係する独立行政法人等を含む）及びにかほ市から、指名保留措置又は指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

- (5) 監督官庁より営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けていないこと。
- (6) 2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。ただし、更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた後、再度(1)に規定する参加資格を有することとなった者を除く。
- (7) 6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。ただし、更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた後、再度(1)に規定する参加資格を有することとなった者を除く。
- (8) 国税又は地方税（特別徴収税額納入金を含む。）を滞納していないこと。
- (9) 参加者及びその役員、その使用人、その経営に事実上参加している者がにかほ市暴力団排除条例（平成24年条例第5号）に規定される暴力団員及び暴力団員等でないこと。また、にかほ市暴力団等排除措置要綱（平成25年にかほ市告示第44号）別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (10) 過去5年間（令和元年度～令和5年度）に、国又は地方公共団体等（国及び地方公共団体に関する独立行政法人等を含む）のクラウド型プラットフォーム、ジャパンサーチ及び国際レベルのシステムとの連携を含んだデジタルアーカイブ構築（デジタルミュージアム構築含む）の元請として受注し、完了した業務実績があること。
- (11) 個人情報等の機密情報の取扱いに係る社内規定を整備しており、その実質的な運用が行われていること。

4 募集公告から契約締結までのスケジュール（予定）

内容	期間又は期限、期日
募集公告及び資料配布	令和6年4月10日(水)から
質問の受付期間	令和6年4月10日(水)から " 4月18日(木)午後5時まで
質問に対する回答	令和6年4月23日(火)まで
参加申込の受付	令和6年4月30日(火)正午まで
参加申込結果通知	令和6年5月7日(火)まで（予定）
企画提案書等の受付	参加申込結果通知日から 令和6年5月15日(水)午後5時まで
審査会での評価審査 (プレゼンテーション審査)	令和6年5月中旬から下旬（予定）
評価審査結果の通知	令和6年5月下旬（予定）
契約締結日	令和6年5月下旬（予定）

5 募集公告及び資料配布

(1) 開始日

令和6年4月10日（水）

(2) 資料の配布方法

にかほ市公式ホームページよりダウンロードすること。

6 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和6年4月10日（水）から令和6年4月18日（木）午後5時まで。

(2) 質問方法

質問書（様式6）に質問事項を記入し、PDF形式に変換後、電子メールにて添付送信、あわせて電話での受理確認も行うこと。電子メールの件名は「にかほ市デジタルアーカイブ構築業務に関する質問」とすること。

① メールアドレス：shirase@city.nikaho.lg.jp

② 電話番号：0184-38-3765（白瀬南極探検隊記念館）

(3) 回答の期限及び方法

回答期限：令和6年4月23日（火）まで。

回答方法：本市公式ホームページへ掲載。その際、質問者名等の情報は掲載しない。

7 参加申込方法等

本プロポーザルへの参加申込みについては、以下のとおりとし、書類による資格審査のうえ審査結果を通知するものとする。

(1) 参加申込受付期間

令和6年4月10日（水）から令和6年4月30日（火）正午まで。

※持参する場合の受付時間は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。また、郵送する場合は、受付期間内に必着とする。

(2) 提出書類

書 類	内容等	提出部数
① 参加表明書（様式1）	本要領「3 参加資格要件」を満たしていることを前提とする。	正1部 副1部
② 法人概要書（任意様式）	令和6年4月1日現在の状況について記入。	正1部 副1部
③ 受託実績調書（様式2）	「3 参加資格要件（10）」について過去5年間の受託実績を記入。	正1部 副1部
④ 法人登記簿謄本	応募日前3か月以内に発行された履歴事項全部証明書。	正1部 副1部
⑤ 国税・市税の納税証明書	応募日前3か月以内に発行されたもの。 (市税は市内に事業所等を有する法人のみ)	正1部 副1部

⑥ 財務書類	貸借対照表、損益計算書、株式資本等変動計算書。（直近1事業年度分の写し）	正1部 副1部
⑦ 個人情報等の社内規定	「3 参加資格要件（11）」で運用されている社内規定。	正1部 副1部

※令和5・6年度にかほ市入札参加資格者名簿「物品・役務」の登録業者は⑤⑥を省略できる。

(3) 提出方法

持参又は郵送による。

(4) 提出先

本実施要領の「14 担当部署」へ提出するものとする。

(5) 結果通知

参加申込みに係る結果については、令和6年5月7日(火)までに、「参加表明書」（様式1）に記入されているアドレスに電子メールで送信する。また、参加資格を満たさなかった者については、参加申込結果通知を受け取った日から起算して3日間のうちにその理由について説明を求めることができる。

8 企画提案書等の作成及び提出方法等

参加資格審査を通過した者のみが、企画提案書等を提出することができる。提出についての内容は次のとおりとする。

(1) 受付期間

参加申込結果通知日（令和6年5月7日(火)までに通知）から令和6年5月15日(水)午後5時まで。

(2) 提出書類

提出書類	内容等	提出
① 企画提案書 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> 提案書は仕様書を踏まえたものとする。 表紙は様式3を用いること。 A4判、両面の印刷物を基本とし、ページ番号を下部中央に印字すること。 	正1部 副8部
② 業務実施体制表 (様式4)	<ul style="list-style-type: none"> 本業務を受託した場合の実施体制について、担当者の氏名、実務経験等を記入すること。 	正1部 副8部
③ 見積書 (様式5)	<ul style="list-style-type: none"> ①提案金額の上限額を超えない金額として、内容を明示した内訳書（任意様式）を添付すること。 ②1年間のイニシャルコスト、ランニングコストの金額を記入すること。 	正1部 副8部

※紙媒体とあわせて電子データ（CD-R等1枚）も提出すること。

※様式については、にかほ市公式ホームページよりダウンロードして使用すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送による。

(4) 提出先

本実施要領の「14 担当部署」へ提出するものとする。

(5) 留意事項

- ① 提案は、1 事業者につき1 提案とする。
- ② 企画提案書は、記載内容を明瞭かつ具体的なものとし、誰にでも分かりやすい内容とすること。
- ③ 企画提案書等提出後の内容変更や差し替え等は、原則として認めない。
- ④ 次のいずれかに該当する場合は、その提案を無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎたもの。
 - イ 虚偽の記載がされたもの。
 - ウ 記載内容が不明なもの又は必要な記載のないもの。
 - エ 提出書類が不足しているもの。
 - オ 提案者とは異なる事業者が企画したもの。
 - カ その他、本実施要領や仕様書に違反すると認められるもの。
- ⑤ その他
 - ア 提案の実現可能性を検討するため、企画提案書を提出した事業者（以下「企画提案者」という。）に対して、提案内容の聴取や追加資料の提出を求めることがある。
 - イ 企画提案等に係る一切の費用については、企画提案者の負担とする。
 - ウ 提出物の返却は行わない。

9 審査会（プレゼンテーション審査）

企画提案書等に関するプレゼンテーションを次のとおり実施する。正式な日時、場所等については、企画提案書等に不備がない者に対して、後日連絡する。プレゼンテーション審査に参加しない場合は、失格として審査の対象としない。

(1) 開催予定日

令和6年5月中旬～下旬（日時・場所等の詳細は別途連絡）

(2) 出席者

本業務の統括責任者及び担当者（主務者）が必ず出席すること。また、プレゼンテーションの進行は企画提案者が行うこととし、出席人数は2名以内とする。

(3) 実施方法

- ① プレゼンテーションは非公開で実施する。
- ② プレゼンテーションの内容は、事前に提出した企画提案書に基づく説明を基本とし、新たな資料の追加や修正等により、その内容が変更となるような提案は行わないこと。
- ③ プレゼンテーションの時間は、1 企画提案者につき40分とし、説明時間約20分、質疑応答約20分程度とする。なお、応募状況等によっては時間が短縮となる場合が

ある。

- ④ 原則として、応募者が提出した企画提案書をもとにした内容をスライド等（パワーポイント等）で表現したものとする。なお、プレゼンテーションに用いるパソコンは持参すること。（プロジェクターは本市で用意する。）
- ⑤ 状況等によっては、オンライン形式でのプレゼンテーションとする場合があるが、その場合の詳細については、別途協議のうえ決定する。

(4) 審査体制

企画提案書等及びプレゼンテーションの審査及び評価は、本市が設置する「にかほ市デジタルアーカイブ構築業務委託公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において実施する。

(5) 審査方法

次の【評価基準】に基づき、企画提案書等及びプレゼンテーションの審査・採点を行い、最も点数の高い企画提案者を受託候補者として選定する。

また、点数が同点の場合は、審査委員会の多数決により受託候補者を選定する。

なお、企画提案者が1者の場合であっても、本審査会は実施し、審査における最低点（提案内容評価点の5割）以上の評価点を得た場合は、その提案者を受託候補者として選定する。

【評価基準】

審査項目		評価ポイント	配点	
①	業務理解度	業務の理解度	・「にかほ市デジタルアーカイブ構築業務委託仕様書」で示した業務目的や業務内容を理解した提案となっているか。	10
		業務スケジュール	・業務項目ごとに無理のないスケジュールが明確に示されているか。	10
②	企画提案力	実現性	・企画内容及び作業工程に無理がなく、実現可能な提案となっているか。	10
		適格性	・業務実施上の課題や留意点の明確さと、その対応策の内容が妥当であるか。	10
		独自性・有用性	・他の提案と比べ特徴的な内容となっており、にかほ市らしさを感じられるなど、その特徴が業務に対して有用なものとなっているか。	10
③	実績	業務実績	・過去に同種又は類似した業務についての実績はあるか。	25
		搭載するデジタルアーカイブシステムの実績	・クラウド型プラットフォームシステムとしての導入実績、運営実績が十分か ・「ジャパンサーチ」及び国際レベルのシステムとの検索連携が可能であるか。	25

④	実施体制	適格性・有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施体制・担当者の配置状況が的確かつ適正であるか。 ・本業務について、十分な知識・経験を有する者がその知識・経験が十分に発揮される体制で配置されているか。 	10
⑤	プレゼンテーション	意欲・適切な回答	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーションの内容が明確であり、業務に対する意欲や積極性が感じられるか。 ・質問に対して適切な回答及び技術的根拠に基づく説明ができていたか。 	10
⑥	価格	提案価格の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容との整合性が取れた、妥当な価格となっているか。 	20
		1年間の維持管理費の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・妥当な価格となっているか。 	10
合 計				150

10 審査結果

(1) 審査結果の通知及び公表

選定した受託候補者及び選定されなかった者に対しては、令和6年5月下旬頃（審査会実施後一週間以内）に電子メールにて審査結果を通知する。選定されなかった者については、審査結果通知を受け取った日から起算して3日間のうちにその理由について説明を求めることができる。

また、審査結果の概要として次の内容を本市公式ホームページにて公表する。

- ① 受託候補者の名称と点数。
- ② その他の参加者（名称は、A社、B社とする。）と点数。

(2) その他

審査結果を通知した後においても、受託候補者の提案内容等に事実との相違や不適切な行動等が認められた場合は、審査結果を取り消し、次点者を受託候補者とする。また、この場合において、次点者にも同様の状況が認められた場合は、その次に審査の点数が高い企画提案者を受託候補者とし、その旨を本市公式ホームページにて公表する。

なお、これら審査結果を取り消した場合において、審査結果を取り消された者が本プロポーザルのために要した費用等に対して、本市は一切の責任を負わない。

11 辞退

参加申込書や企画提案書等の提出後及び審査会への参加後に辞退する場合は、事業者の代表者印を押印した「辞退届」（様式7）を、「14 担当部署」へ持参又は郵送により提出し、その旨を電話により報告すること。

ただし、その場合、本市が実施する入札への参加を停止する場合がある。

12 契約締結

(1) 契約の締結方法

本市と受託候補者との間で、提出された企画提案書及び見積書（見積内訳書を含む）の記載事項等に基づき、当該候補者と別途正式な協議を行ったうえで、委託業務等の仕様書を確定し、提出された見積書の価格の範囲内で候補者から見積書を再徴取のうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定及びにかほ市財務規則第118条第1項第1号の規定による随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、受託候補者との協議が整わない場合においては、次点者と同様の協議を行い、前段の手続きを経て契約を締結するものとする。

また、受託候補者が決定から契約締結までの間に、地方自治法施行令第167条の4第2項に基づくにかほ市の入札参加の制限を受けた場合においては、契約を締結しないこととし、本市との協議が整わないために契約をしない場合も含めて、受託候補者が本プロポーザルのために要した費用等に対して、本市は一切の責任を負わない。

(2) 契約書の作成

契約書は2通作成し、本市及び受託者の双方が各1通を保有する。契約金額は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとする。また、契約を締結した後、契約の相手方、契約金額及び企画提案書により提示された見積価格等を本市公式ホームページにて公表する。

なお、契約書の作成に要する費用は、全て受託者の負担とし、契約変更についても同様とする。

13 その他

(1) 企画提案時の提出書類等の著作権は提案者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルの評価及び議会報告等で必要と判断した場合は、企画提案等の使用、複製等無断、無償で行うものとする。また、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、にかほ市情報公開条例（令和17年条例第10号）に基づき、企画提案時の提出書類等を公開することがある。

(2) 本プロポーザルは、基本的に本市公式ホームページを通じて行うものとする。

14 担当部署（問い合わせ先）

にかほ市教育委員会 白瀬南極探検隊記念館 担当：佐々木、柴田、佐藤

住所：〒018-0302 にかほ市黒川字岩瀨15-3

電話：0184-38-3765

E-mail：shirase@city.nikaho.lg.jp